日本企業等の海外展開を法的側面から支援するための特許庁の主な関連施策

2017年3月
特　許　庁

[特許庁　資料4]

「国際戦略に関する提言」に関する特許庁の主な関連施策

特許庁 JAPAN PATENT OFFICE

➢ 日本企業等の海外展開を法的側面から支援するために、特許庁にて各種施策を実施

中小・ベンチャー企業等に対する相談・支援体制強化

- ➢ 知財総合支援窓口
- ➢ 海外知的財産プロデューサーの派遣
- ➢ 海外事務所への知財専門家配置
- ➢ 海外出願、侵害対策、知財係争への資金的支援

海外の知的財産関連情報の提供

- ➢ 諸外国の特許情報の提供
- ➢ 知的財産の実務情報の提供（新興国等知財情報データバンク）

我が国審査官・審判官の派遣、審査協力等を通じた諸外国の知財システムの整備

- ➢ 特許審査ハイウェイ（PPH）の発展
- ➢ 海外特許庁との連携・協力強化
  - 審査官等の派遣・受入
  - 特許審査の協力

我が国の審査・審判に関する国際的な情報発信

- ➢ 海外特許庁への審査情報発信（AIPN）
- ➢ 特許庁における審査結果の相互利用
- ➢ 審判制度に関する情報交換・情報発信

[特許庁　資料4]

海外事務所への知財専門家配置（ジェトロ等を活用した支援体制）

特許庁 JAPAN PATENT OFFICE

- 知財専門家や弁理士をジェトロ等の海外事務所へ派遣し、現地の知財情報収集を行うとともに、現地日系企業の支援を実施。

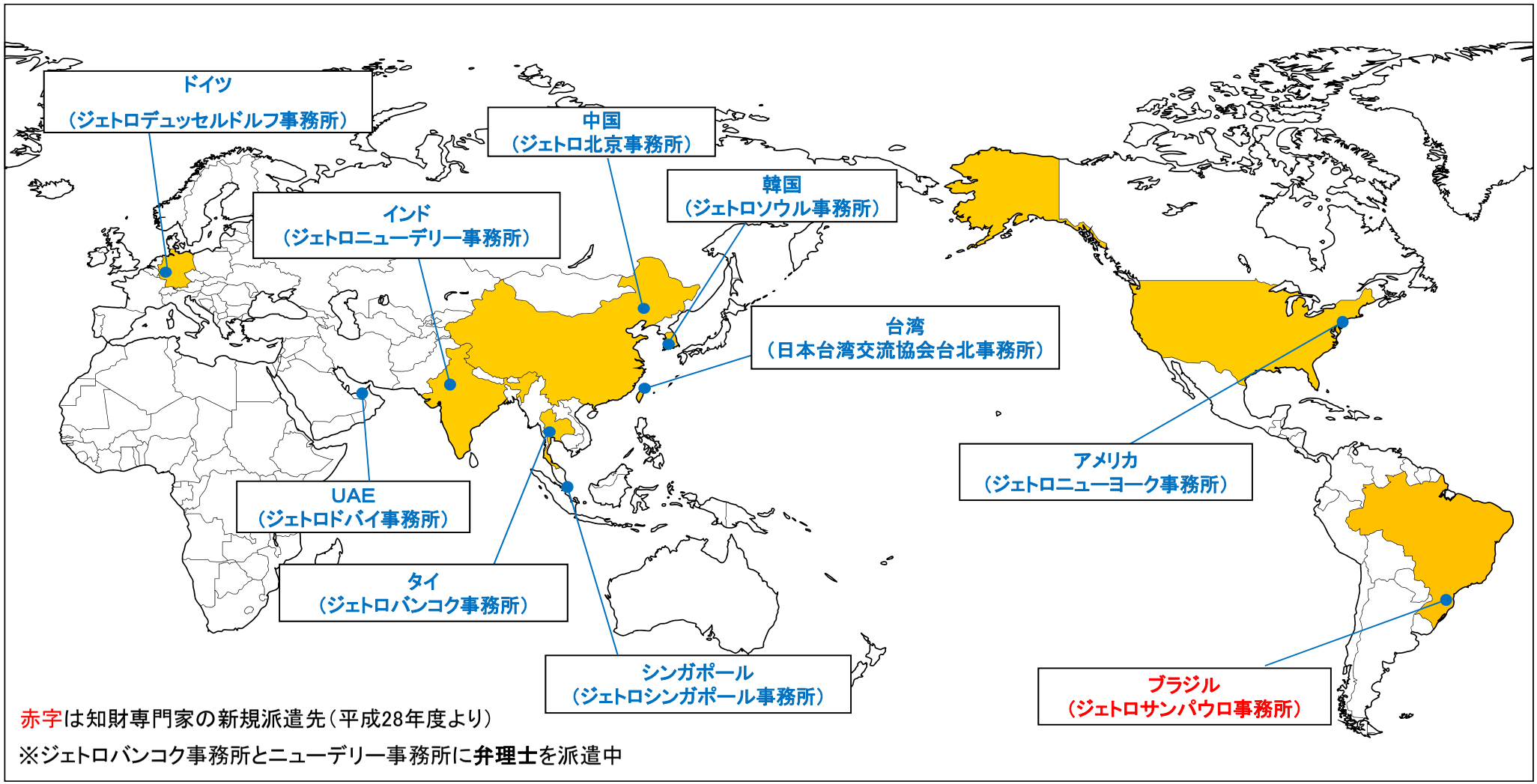

赤字は知財専門家の新規派遣先（平成28年度より）

※ジェトロバンコク事務所とニューデリー事務所に**弁理士**を派遣中

[特許庁 資料4]

特許審査ハイウェイ(PPH)の発展

- 特許審査ハイウェイ(Patent Prosecution Highway)は、ある国で特許権を取得可能と判断された出願につき、他の国での簡易な手続により早期に審査を受けられる取組。
- PPH参加国・地域の数は、45か国・地域に拡大(2017年2月現在)。PPHの利用件数も着実に増加。
- 各庁のPPHに関する統計指標を分析する等、更なるPPHプログラムのユーザー利便性向上に取り組む。
- 我が国の特許権と同様の特許権を早期取得できる「特許の付与円滑化に関する協力(CPG)」をカンボジア及びラオスとの間で開始。

【PPH参加庁数(45庁:2016年10月現在】

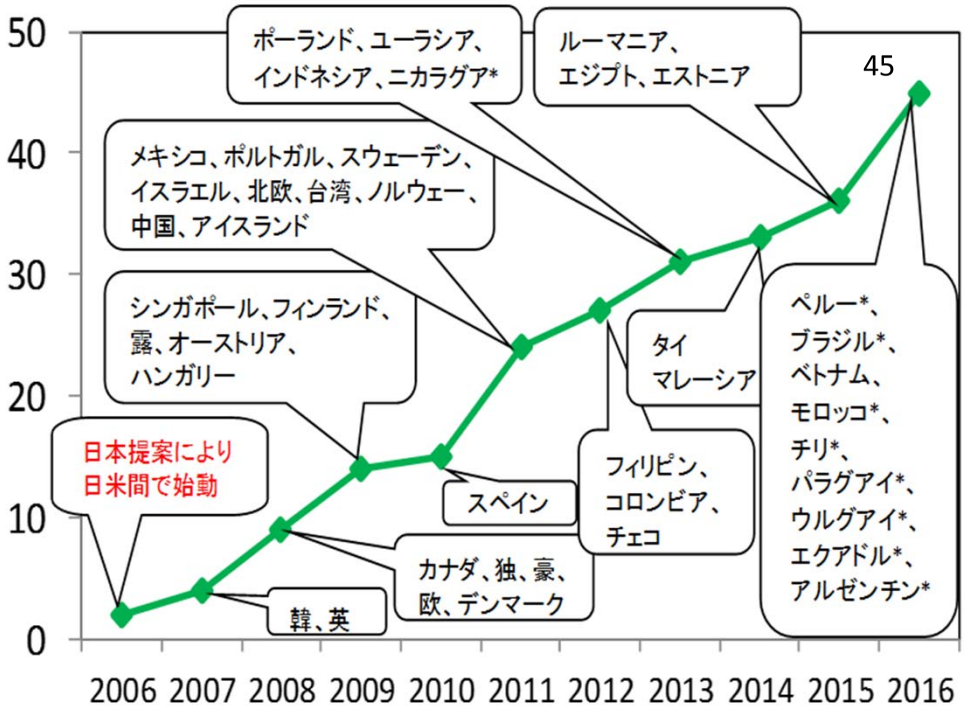

➢特許審査ハイウェイの主な利点:

1.高い特許査定率

- PPH出願に関する特許査定率は各国・地域において高い。

2.FA期間の短縮

- FA(一次審査)通知までの期間・権利化までの期間の短縮。

3.迅速な審査とコスト削減

- FAでの特許率が高く、各国・地域でのオフィスアクションが減り、中間経費削減につながる。

新興国へPPHを拡大し、日本企業の海外進出をサポート

[特許庁 資料4]

（参考）特許審査ハイウェイ（PPH: Patent Prosecution Highway）

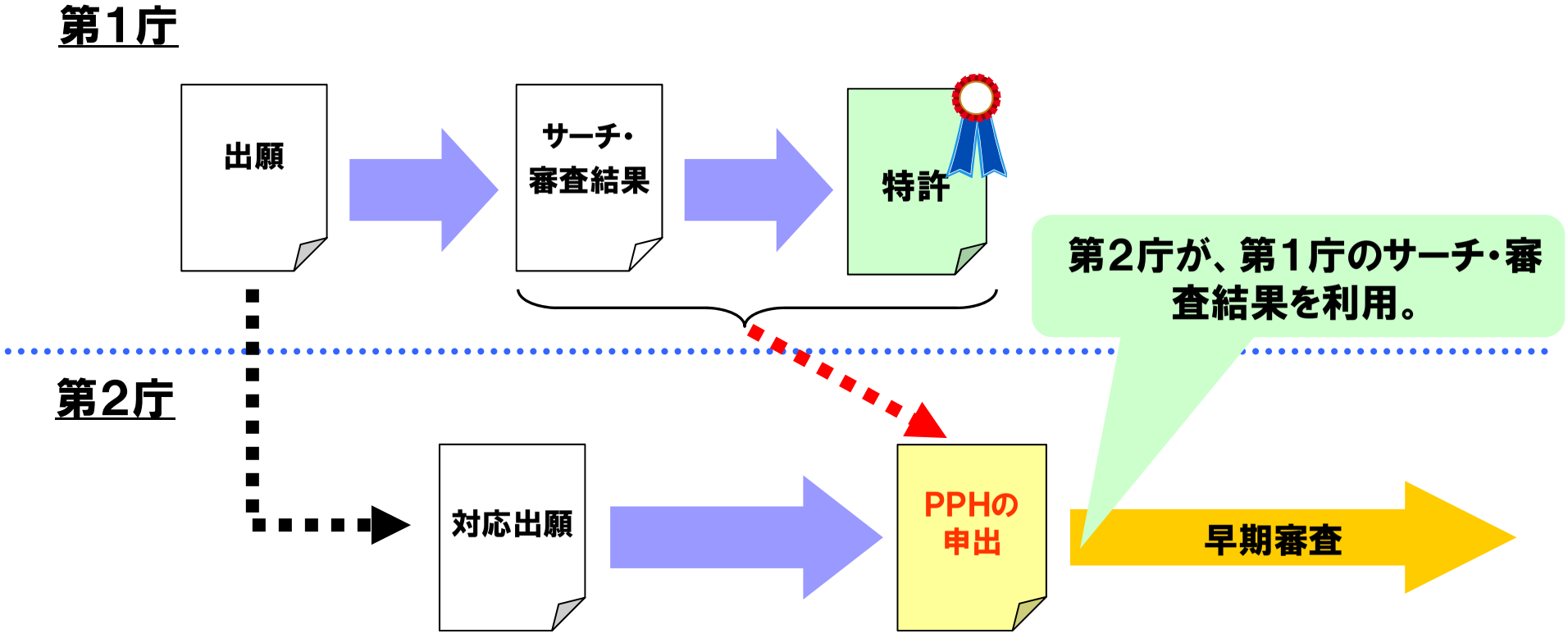

海外での早期権利化・審査の質の向上・特許取得コストの削減

[特許庁　資料４]

海外特許庁との連携・協力強化（審査官等の派遣・受入）

特許庁 JAPAN PATENT OFFICE

- 我が国と海外特許庁相互に、審査官を派遣し、実際の出願についての特許要件等に関する議論を通じ、相手国の審査手続や特許要件の判断基準をより深く理解し、審査実務の調和や施策・取組の推進を目指す。
- アジア諸国等新興国で知的財産制度の整備を支援するため、特許審査官をはじめとする専門家の海外派遣や受入を通じて、日本式の制度や審査実務等の知財システムの浸透、情報化支援などを行い、日系企業の知財ビジネスを後押しする。

＜国際審査協力＞

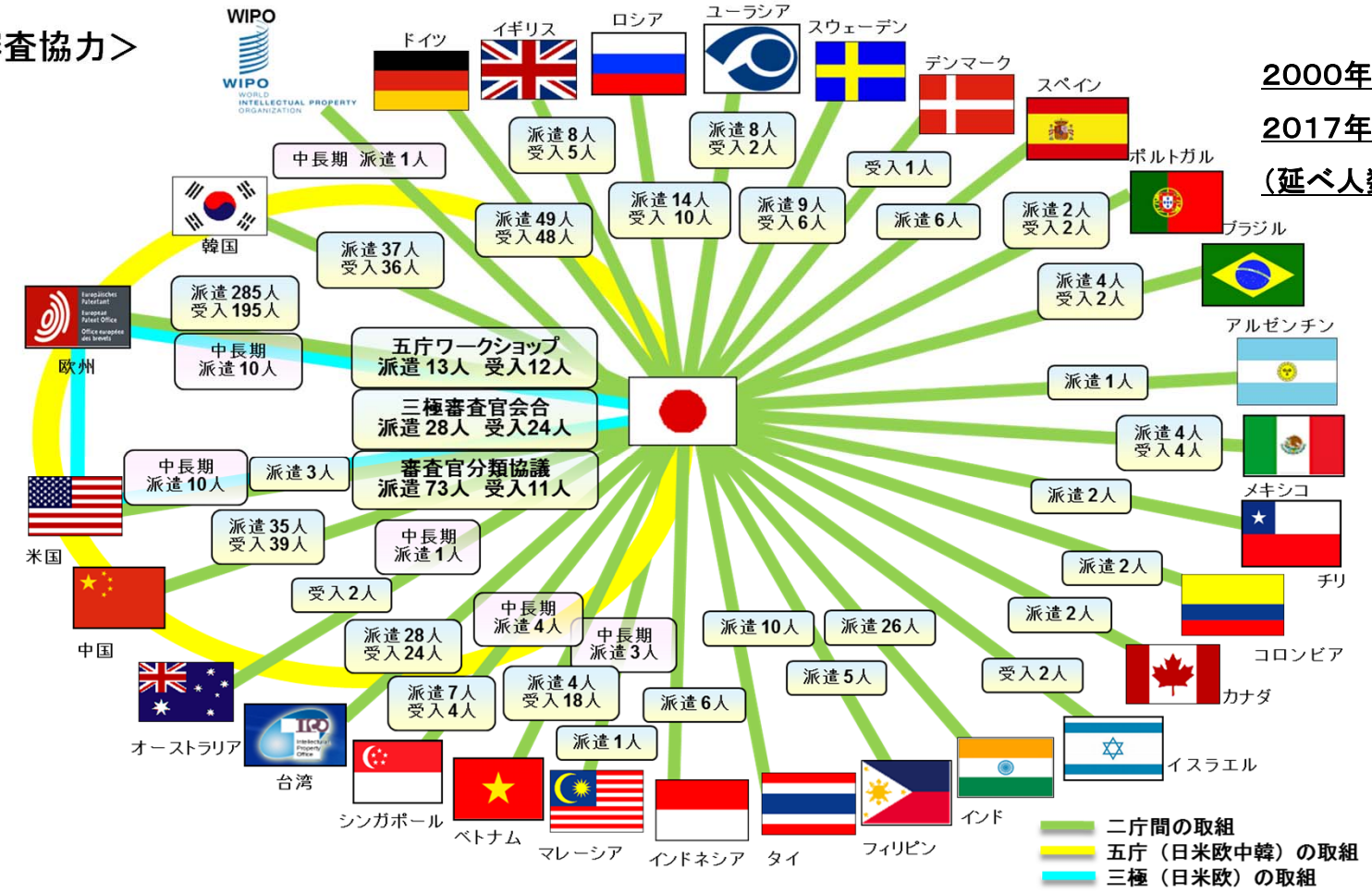

2000年4月から
2017年3月までの実績
（延べ人数）

[特許庁 資料4]

海外特許庁との連携・協力強化（特許審査の協力）

特許庁 JAPAN PATENT OFFICE

- 経済成長著しいアジア新興国については、審査官へのJPOの審査手法の普及・浸透、PPHの実効性向上のため、様々な審査協力を実施。我が国企業の出願が日本で取得した権利と同じ範囲で早期に権利保護されることで、我が国企業による円滑かつ予見性高い特許権取得が期待。

インドにおける新人特許審査官研修への協力

- インド特許庁では、2016年4月に約460名の特許審査官を採用。（それまでインド特許庁の審査官は約280名。）
- 今年度行われた新人研修にJPO審査官をのべ12名派遣し、特許審査プロセスのうち中核となる「先行技術文献のサーチ」、「実体審査の判断手法」等を指導。
- これほど大規模な新人研修に他国の審査官が指導的立場で参画することは世界的に見ても今回のJPOが初めて。

タイにおける新人特許審査官研修への協力

- タイ特許庁では、2016年10月及び2017年2月に合計約50名の特許審査官を採用。（それまでタイ特許庁の審査官は30名弱。）
- 今年度行われた新人審査官研修にJPO審査官をのべ8名派遣し、特許審査実務の基礎を網羅的に指導。
- 加えて、新人を指導する立場にある審査官に対しても、審査の指導方法に関する研修を提供。
- 新人審査官のみならず、新人を指導する立場にある審査官に対しても指導を行うという包括的な協力は今回が初めて。

インドネシアにおけるPPH運用確立支援

- インドネシア特許庁では、2013年6月からPPHを実施しているが、特許出願書類の管理不足等から早期審査が行われていなかった。
- JPO審査官を2016年夏以降のべ7名派遣しPPH運用確立の支援を実施。
- これにより、インドネシア特許庁でのPPHの審査が進み、支援開始以降の6か月で200件以上のPPH案件の審査結果が通知された（支援前は3年間で審査が行われたのは30件程度）。

【特許庁　資料4】

審判制度に関する情報交換

特許庁 JAPAN PATENT OFFICE

- 企業活動のグローバル化が進む中、日本の企業が海外で特許侵害訴訟に巻き込まれるケースが増えつつある。特に、特許出願件数の伸びが著しい、中国及び韓国の制度・運用に関する情報に対するニーズが高まっている。
- 日中韓の三庁間及び日台間で、審判分野における相互理解や情報交換を進め、連携を図るとともに、中韓台の審判制度や判決についての情報収集を進め、日本ユーザーへ提供。2017年は、欧米との連携も強化する予定。
- 新興国における審判制度の構築などを支援するため、訪問団来日等の機会をとらえ、我が国の審判制度に関する情報を提供。

日中韓審判専門家会合（2013年～）

第4回会合（2016年9月に日本で開催）

日中韓の審判統計情報の共有を進めるとともに、審判制度についての比較研究を行った。

日韓審判専門家会合（2010年～）

第7回会合（2016年8月に韓国で開催）

日韓の審判制度や統計に関する情報交換等を行った。

日中審判専門家会合（2015年～）

第2回会合（2016年6月に中国で開催）

日中の審判制度や統計に関する情報交換を行った。

新興国の支援

2017年2月に日本で開催

マレーシア知財庁から派遣された調査団に対し、日本の特許異議申立制度を紹介した。

日中韓国際審判官協議（2015年～）

第2回会合（2016年9月に日本で開催）

実事件を用いた意見交換の実施を通じて、審判官による審判実務の情報交換を行った。

日韓国際審判官協議（2013年～）

第3回会合（2016年2月に韓国で開催）

実事件を用いた口頭審理傍聴や意見交換の実施を通じて、審判官による審判実務の情報交換を行った。

日中国際審判官協議（2016年～）

第1回会合（2016年6月に初めて、中国で開催）

実事件を用いた口頭審理傍聴や意見交換の実施を通じて、審判官による審判実務の情報交換を行った。

日台の審判分野における協力（2014年～）

第3回（2016年10月に日本で開催）

実事件を用いた意見交換の実施を通じて、審判官による審判実務の情報交換を行った。

[特許庁　資料4]

審判制度に関する情報発信

○審決英訳の外部発信

審判に関する国際的な情報発信の充実強化のため、2016年1月より、重要審決について手翻訳による精緻な英訳を、特許庁ホームページで提供開始。2017年2月までに168件の英訳を公表済。

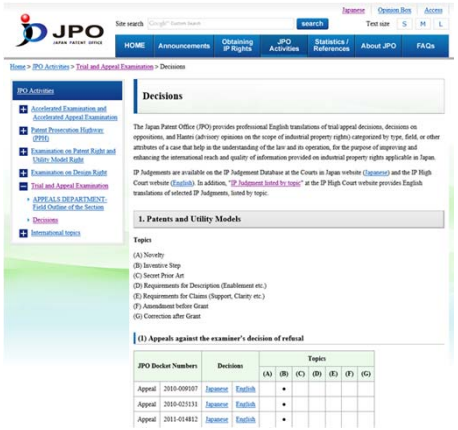

○実務者研究会の研究成果の英訳公表

審判実務上重要と考えられる審判決事例について、庁内外の実務者による研究会を行い、その報告書要約編の英訳を公表。2016年版は2017年3月末までに公表予定。

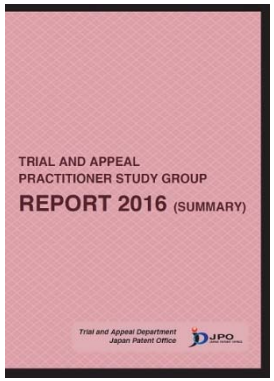

○国際知財司法シンポジウム2017

2016年は、日欧知的財産司法シンポジウム2016、日中韓特許庁シンポジウム等の知財司法シンポジウムを開催するとともに、日米知財司法シンポジウム、日米韓知財司法シンポジウム等の海外シンポジウムに参加。2017年は、10月30日～11月1日に日本で開催する、日中韓及びアセアン諸国をテーマとした国際知財司法シンポジウム2017において、日本の審判制度に関する情報を発信予定。

日欧知的財産司法シンポジウム2016の様子

[特許庁　資料4]